

見守り 新鮮情報

「商品の宣伝を聞いて**無料**で商品が**もらえる**」と知人に誘われ会場に出かけた。販売員の話が**楽しく**何度か**通っていたら**、2カ月の間、布団や磁気治療器、下着などの購入を**次々に**勧められ**契約**してしまった。自分だけ**小部屋に呼ばれて**勧誘されたり、「あなたのため」などと言われたりして、断りきれず買ったこともある。購入時は頭金の支払いだけなので、**高額だ**という意識は**なかった**が、「場所を移転する。残額を支払って」と言われ初めて、**総額が500万円以上**だと分かった。**生命保険を解約**し、貯蓄と併せて支払った。商品を返品するので返金してほしい。（80歳代 女性）



粗品をきっかけに通っていたら、 2カ月間で500万円の契約

ひとこと助言

周りの人も
見守って



見守るくん

- 「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気にはひかれて、数カ月も会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられてしまう、新たな手口のSF商法（催眠商法）の相談が寄せられています。
- 個別に声をかけられ勧誘を受けると断るのが難しくなります。粗品や楽しい話につられて会場に近づかないことが第一です。
- 長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。販売員の親切は契約させるための手口です。家族や周りの人も気を配りましょう。
- 困ったときには、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第223号（2015年6月2日）発行：独立行政法人国民生活センター

【問い合わせ】

- 茨城県消費生活センター ☎029-225-6445
 - 常陸大宮市消費生活センター ☎52-2185(直通) (本庁商工観光課内)
- ※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。